

第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ

指定管理者候補者選定委員会

会議名称	第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和6年8月16日(金)午後1時から午後3時まで
開催場所	門真市役所本館2階 大会議室
出席者	(委員) 藤原委員、木下委員、堀内委員、北岡委員、山委員 (事務局) 市民文化部:高田次長 生涯学習課:清水課長、中村課長補佐、勝連副参事 松本主任、濱田主査、関係員 地域政策課:文能参事、上出主査
案件	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 諮問 (3) 会議の公開・非公開について (4) 会議録について (5) 選定方針(公募・非公募)について (6) 申請要項(案)について (7) 業務仕様書(案)について (8) 様式集(案)について (9) 審査の方法及び審査基準について (10) 選定委員会の進め方、スケジュールについて

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、皆さま大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいております。門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第10条に規定されている委員の

半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に確認をお願いします。

まず、本日の議事次第でございます。

- 資料1 「選定委員会委員名簿」
- 資料2 「席次表」
- 資料3 「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び条例施行規則(抜粋)」
- 資料4 「審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」
- 資料5 「門真市情報公開条例(抜粋)」
- 資料6 「指定管理者申請要項(案)」
- 資料 7-1 「門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者業務仕様書(案)」
- 資料 7-2 「門真市立市民公益活動支援センター指定管理者業務仕様書(案)」
- 資料8 「指定管理者申請要項様式集(案)」
- 資料9 「選定方法及び採点について」
- 資料 10 「書類審査評価基準表(案)」
- 資料 11 「書類審査評価個票(案)」
- 資料 12 「プレゼンテーション審査評価基準表(案)」
- 資料 13 「プレゼンテーション審査評価個票(案)」

なお、それぞれの資料につきまして、事前に送付させていただきました内容から一部変更となっている部分がございます。ご了承ください。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音されていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、お席につきましては、お手元の資料2「席次表」のとおり、事務局で指定されていただいております。合わせてご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

次第1、選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料1「選定委員会委員名簿」をご覧ください。

追手門学院大学 教授の ^{ふじわら なおき} 藤原 直樹 委員 でございます。

大阪大谷大学 教授の ^{きのした} 木下 みゆき 委員 でございます。

北岡慎太郎公認会計士事務所 公認会計士 ^{きたおか しんたろう} 北岡 慎太郎 委員でございます。

堀内社会保険労務士事務所 社会保険労務士 ^{ほりうち けんじ} 堀内 賢司 委員でございます。

門真市市民文化部 部長 ^{やま たかし} 山 敬史 委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

市民文化部次長の高田でございます。

生涯学習課長の清水でございます。

副参事の勝連でございます。

主任の松本でございます。

主査の濱田でございます。

係員の関でございます。

地域政策課参事の文能でございます。

主査の上出でございます。

最後に、本日の司会進行をさせていただきます、生涯学習課課長補佐の中村でございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局を代表いたしまして、市民文化部次長高田より一言ご挨拶を申し上げます。

【事務局】

本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会の開催にあたりまして、事務局を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げます。

委員各位におかれましては、ご多忙中にも関わらずご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、選定委員の委嘱に際しましては、快くお引き受けいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、今回は、門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定期間が令和7年3月31日をもって終了することから、引き続き令和7年4月1日より指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者を選定するものでございます。本委員会は、指定管理者の候補者選定にあたり、透明性と公平性を確保するために設置されたものであり、申請団体から提出されました申請書類等を厳正な審査のうえ、候補者となる団体を選定し、市長に意見具申を行うものでございます。各委員におかれましては、重責を担っていただくこととなりますが、公の施設にふさわしい団体を慎重にご審議のうえ、選定していただきたくお願い申しあげまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それでは、本日の案件に移らせていただきます。

案件(1)「委員長・副委員長の選出」です。

お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(抜粋)」の第9条第2項をご覧ください。同項に、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

【委員】

委員長には、地域政策を専門とされ、前回の門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定や、昨年度の市民公益活動支援センター指定管理者選定の際にも委員として関わっていただいていることから、追手門学院大学教授の藤原^{ふじわら}委員を推薦します。また、副委員長には、社会教育や生涯学習分野にも造

詣が深い大阪大谷大学教授の木下^{きのした}委員を推薦します。

【事務局】

ありがとうございます。ただいま、委員から委員長に藤原^{ふじわら}委員を、副委員長に木下^{きのした}委員をとのご推薦がありました。いかがでしょうか。

————— <<異議なし>> —————

【事務局】

ご異議がないようですので、委員長を藤原^{ふじわら}委員、副委員長を木下^{きのした}委員と決定させていただきます。

本委員会の委員長及び副委員長が決定されましたことに伴い、代表して委員長に就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

今回委員長をさせていただきます、追手門学院大学の藤原と申します。
先ほど委員からもご紹介いただきましたように、門真市様の指定管理者選定業務につきましてご縁があって何度か務めさせていただきました。まさに今、南海トラフなどで危険性が高まっており、つい先週も通知があったところで、地域コミュニティの繋がりというのは災害時に大変重要なものだと思いますので、公民館及び市民プラザの選定につきましても、大変重要な施設の指定管理者を選定するという機会ということで、気を引き締めてまいりたいと思います。委員の皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願ひ致します。

【事務局】

それでは、議事へ移る前に、案件(2)の「諮問」に入らせていただきます。

ただいま配布いたしましたものが、諮問書及びその写しでございます。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会です。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全2回ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】

それでは、案件(3)「会議の公開・非公開について」に移ります。このことについて、事務局より説明願います。

【事務局】

それでは、案件(3)「会議の公開・非公開について」をご説明いたします。

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」及び資料5「門真市情報公開条例(抜粋)」をご覧ください。

本市におきましては、指針第3条において、「審議会等の会議は公開するものとする。」としておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、不開示情報に該当すると考えられることから、事務局といたしましては、非公開とすることが適切と考えております。

このことについて、ご検討をお願いします。

【委員長】

ただいま、事務局から会議を非公開とすることが適切との提案がありましたが、いかがでしょうか。

————— << 異議なし >> —————

【委員長】

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開とします。続きまして、本委員会の案件(4)「会議録について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

再度、資料4、資料5をご覧ください。

本委員会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成し、「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条の規定により、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の要旨を公表します。

また、第2回選定委員会終了後については、第1回から第2回までの会議録を併せて公表します。以上でございます。

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の作成や公表について説明がありましたが、何かご意見はありますでしょうか。

—————「異議なし」—————

【委員長】

ご異議が無いようですので、本委員会につきましては、選定委員会終了後、2週間以内に会議の要旨を公表することとし、第2回選定委員会終了後については、第1回から第2回までの会議録を併せて公表することとします。

続きまして案件(5)「選定方針(公募・非公募)について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「選定方針(公募・非公募)について」説明させていただきます。

選定の対象となる施設は、門真市新橋町 34 番 24 号にある門真市立公民館、門真市大字北島 546 番地にある門真市立門真市民プラザでございます。門真市立公民館は、生活に即する教育・学術・文化に関する事業などを行うほか、市民が集いサークル活動などを通じて教養を高めるなど、生活文化の振興・社会福祉の増

進に寄与するための施設で、昭和 61 年 3 月に開設いたしました。門真市立門真市民プラザは、あらゆる世代の市民が生涯を通じて多様な学びや人と人とのつながりを得る場であるとともに、市民自らが地域課題解決を図る場となるような生涯学習推進のための拠点施設として、青少年活動センターや生涯学習センター、体育館・グラウンド、図書館分館、教育センターなどが共存する生涯学習施設として平成 19 年 5 月より開設した施設でございます。これまでの指定管理者制度導入の経過としましては、まず、門真市民プラザで平成 25 年度から 3 年間の期間で指定管理者を導入しました。平成 28 年度からは、より質の高い行政サービスの提供や効率的な建物等の維持管理を行うため、これまで直営であった公民館も加え、両施設を同一の指定管理者が管理しております。この度、令和 7 年 3 月 31 日をもって今期指定期間が満了を迎えるため、次期指定管理候補者の選定を行うものです。

なお、候補者選定にあたっては、門真市立門真市民プラザにおいて、小学校跡地へ令和 9 年度より移転を予定しており、本年度に移転予定施設の基本設計を進めてまいるところでございますが、移転後の施設のあり方等について十分な検討が必要であることから、その結果が出るまでの間は暫定的に管理を継続する必要があるため、令和 7 年度において、資料 3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第 4 条第 2 項に基づき、非公募による選定といたく考えています。

また、門真市民プラザの 3 階に所在し、個人や団体からの公益活動に関する相談を行う機能と公益団体のための貸室機能を有する「門真市立市民公益活動支援センター」におきましても、現在の指定管理者が門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザと同じ事業者であることや上記の市民プラザの移転後のあり方についての理由を勘案した結果、令和 7 年度の 1 年間は門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザと併せて非公募にて選定させていただきたいと考えております。説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま事務局より選定方針(公募・非公募)についての説明がありましたが、いか

がでしょうか。

—————「異議なし」—————

【委員長】

それでは本委員会の会議については、非公募による選定について事務局案のとおり行います。

それでは続きまして案件(6)「申請要項(案)について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「申請要項(案)について」説明いたします。

資料6「門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者申請要項(案)」の1ページ「1. 趣旨」をご覧ください。趣旨については、市は、地方自治法第244条の2第3項及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、施設の設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者を選定するものでございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、市民プラザの移転後の施設のあり方についての検討結果が出るまでは暫定的に管理を継続する必要があることから、令和7年度の1年間を非公募により選定する旨を記載しております。

次に、「2. 指定管理施設の概要」をご覧ください。

今回選定する施設の1つ目は、門真市立公民館でございます。

昭和61年3月29日に開設され、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設でございます。

所在地等につきましては表のとおりでございます。

続いて、門真市立門真市民プラザでございます。

高等学校の校舎を活用した本施設は、平成 19 年5月1日に開設しました。施設内には、今回併せて選定を行う「市民公益活動支援センター」をはじめ、青少年活動センターや生涯学習センター、図書館分館、こども発達支援センターなどが設置されているほか、体育館やグラウンドといった体育施設もあり、あらゆる世代の市民が生涯を通じて多様な学びや人と人との繋がりを得る場であるとともに、市民自らが地域課題の解決を図る場となるような生涯学習推進のための拠点となることを目的とした施設です。

所在地等につきましては表のとおりでございます。

次に、2ページの「3. 休館日及び開館時間等」についてです。

特に市民プラザにおきましては、休館日や開館時間が施設によって異なるため、表のとおり一覧標記しております。

次に、3ページの「4. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」についてです。

(1)の「管理の基準」につきましては、条例や規則をはじめ、本要項や後にご説明する業務仕様書の規定に基づいて行うよう記載しております。(2)の「指定管理施設の業務と範囲」につきましては、特に市民プラザにおきまして、指定管理者が運営を行う施設と、その他市等が運営を行う施設について、その所管課及び業務の範囲を記載しております。その他、指定管理の業務や指定管理者ができない業務についてを記載しております。

次に、5ページの「5. 指定管理施設の利用料金に関する事項」をご覧ください。

こちらには、利用料金の取り扱いやその額、減免措置に関する事項を記載しております。

次に、「6. 指定期間」をご覧ください。

次期指定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としております。

1年間に限る理由といたしましては、先述のとおりです。

次に、「7. 申請資格」をご覧ください。

こちらには、申請者の条件、申請不適格条件、欠格事項等の諸条件を記載しております。

続けて、6ページ「8. 申請の方法及び受付期間」をご覧ください。

こちらには、申請要項等の配布期間、質問の受付期間及び回答方法、申請書類の受付、提出方法などを記載しております。

申請要項等の配布開始から申請書類の受付締め切りまで、約1か月の期間を設けております。

次に、7ページ「9. 申請書類」をご覧ください。

こちらには、申請書類等についての詳細や留意事項を記載しております。

次に、8ページ「10. 選定の基準」をご覧ください。

(1)の③審査方法に記載のとおり第2回指定管理者候補者選定委員会において、書類及びプレゼンテーション審査を行い、総合的な評価により、指定管理者候補者を選定します。

詳しい審査方法等につきましては、後程ご説明いたします。

(2)評価項目では、書類審査の際の評価の視点などについて記載しております。なお、評価項目の(7)・(8)・(9)については、市民公益活動支援センターに係る評価項目となっております。

次に、10ページ「11. 指定管理者の責務」をご覧ください。

こちらには、指定管理者が守るべき、または取り組むべき項目を(1)から(10)まで記載しております。

続いて、12ページ「12. 選定から引継ぎまで」では、議会の議決をもって指定管理者の指定がされること、協定に関する事項、管理運営の引継ぎ方法等について記載しております。

次に、13ページ「13. 経費負担について」をご覧ください。

この項目では、指定管理料についての説明と、施設維持管理のための修繕について、対人・対物賠償に関する保険の加入などについて記載しております。
また、施設の目的外使用許可に関する内容もこちらの項目に示しております。

最後に、14ページに「14.その他留意事項」を記載しております。
申請要項(案)についての説明は以上でございます。

【委員長】

申請要項(案)について、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますでしょうか。

—————「異議なし」—————

【委員長】

では、続いて案件(7)「業務仕様書(案)について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは引き続きまして、業務仕様書(案)についてご説明させていただきます。
お手元の資料7-1及び7-2「指定管理者業務仕様書(案)」をご覧ください。
なお、門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザと、門真市立市民公益活動支援センターは所管課が異なり、指定管理者に求める内容もそれぞれで異なる部分が多々あることから、今回は仕様書をそれぞれで用意しております。
申請団体には、それぞれの仕様書の内容を確認していただいたうえで申請書類の作成を行っていただきたいと考えております。

まずは、資料7-1「門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者業務仕様書(案)」から説明いたします。

まず、1ページ「1.基本事項」につきましては、管理運営の基本事項について記載しております。

(2)の指定管理施設と業務の範囲では、申請要項(案)にも記載しておりますが、指定管理者が運営を行う施設について、改めて一覧にまとめております。

以降は業務内容についての項目となります。

2ページ「2. 施設利用に関する業務」では、施設の利用許可についての基準や、利用に関する各種業務について記載しております。

続いて、3ページ「3. 事業の実施に関する業務」をご覧ください。

(1)の「市が指定する事業」では、①～⑤までの事業を指定事業として実施することとしております。

(2)の「指定管理者が自ら企画する事業」では、自主事業について経費や考え方等も含めて記載しております。

(3)の「事業の実施に関する業務を行う人員の配置」では、社会教育法第9条の5に規定する講習を修了した者を公民館及びプラザにそれぞれ1名以上置くことと定めております。

次に、5ページ「4. 清掃に関する業務」、「5. 警備に関する業務」では、それぞれについての内容と留意事項を記載しております。

続いて、7ページ「6. 施設の点検及び管理に関する業務」をご覧ください。

こちらには、各種点検や管理等の業務について詳細を記載するとともに、業務遂行のための人員配置等についても併せて記載しております。

次に、7～8ページ「7. 環境衛生管理業務」をご覧ください。

こちらには、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理基準に従って、①から⑦の建築物の環境衛生に関する維持管理を行うよう求めています。

次に、「8. 特殊建築物等定期点検業務」では、建築基準法の規定に基づく各種定期点検を実施し、結果を市に報告するよう記載しております。

次に、9ページ「9. 備品管理等に関する業務」をご覧ください。

こちらには、施設の備品について適正に管理することや、備品台帳の更新業務等について記載しております。

続いて、「10. 管理体制の整備」では、責任者等の配置についてや、文書や記録の保存等について記載しております。

次に、10ページ「11. 市への報告」をご覧ください。

こちらには、事業報告書や事業計画書、門真市公の施設の指定管理者制度におけるモニタリングの指針の規定に基づく自己評価やアンケートの実施等について記載しております。

最後に、11ページ「12. その他留意事項」では、業務の委託の禁止についてや、原状回復義務等、指定管理者として行っていただく項目を(1)から(8)まで記載しております。

門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者業務仕様書(案)についての説明は以上です。

続いて、資料7-2「門真市立市民公益活動支援センター 指定管理者業務仕様書(案)」について、地域政策課よりご説明いたします。

【事務局】

地域政策課の文能と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私から「門真市立市民公益活動支援センター 指定管理者業務仕様書(案)」について、説明させていただきます。

仕様書には、指定管理者が行う管理の基準及び作業の範囲並びに内容を記載しております。大きな項目といたしましては、「Ⅰ 事業の実施に関する業務」、「Ⅱ 施設等の利用及び維持管理に関する業務」、「Ⅲ 事業管理に関する業務」に分けて業務内容を記載しており、最後に市が指定管理者に対して監督等を行う旨について定めております。

施設の利用や維持管理に関するハード面の業務については、門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザと通ずる部分もありますが、門真市立市民公益活動支援センター独自の業務として、「市民公益活動に係る情報の収集や提供」、「市民公益活動団体やNPO法人等に係る相談や助言」、「協働コーディネート業務やセミナーの実施」等が挙げられます。

つきましては、委員のみなさまには、申請団体が「門真市立市民公益活動支援センター 指定管理者業務仕様書(案)」を履行できるか否かをご審議いただき、適正に評価していただきますようお願いいたします。

「門真市立市民公益活動支援センター 指定管理者業務仕様書(案)」についての説明は以上です。

【委員長】

ただいま「業務仕様書(案)について」、事務局より説明がありましたが、何か質問やご意見などはありますでしょうか。

【委員長】

すいません、私から1点だけ質問させてください。これまでの業務仕様書と比べて特に今回何か重視されたり変更されたというような点がございましたら、審査にもその点を留意して審査する必要があるかと思ひまして、特に変更したという点があれば教えていただきたいなと思ひます。

【事務局】

はい。お答えさせていただきます。公民館及び市民プラザ仕様書の7ページをご覧ください。

ページの下の方ですね。施設の関係でございますが、6-(3)「施設の管理に関する業務を行う者の配置」の部分の下の方の3行のところなのですが、今回「中長期の修繕計画を作成すること」ということを業務の中に入れさせていただいております。公民館やプラザは、大変老朽化が進んでおりますので、それにつきまして適切に修繕・管理を実施していただきたいということから、修繕時期や費用などを含めた中長期の修繕計画書を作成のうえ、管理業務をしていただく旨を書かせていただいておりますのが1点でございます。

もう1点、令和7年4月1日から利用料の改定がございまして、利用料につきましては、施設によって若干金額は違いますが上がっておりますので、それを十分配慮した収支計画を作成していただきたいということがございます。

【委員長】

市民公益活動支援センターの方はいかがでしょうか。

【事務局】

はい。仕様書は前回から特に変わってないのですが、教育委員会の適応指導教室の「かがやき」が本年度に限り支援センターの会議室を使用することとなっておりますが、来年度はそちらがなくなりますので、その部分を除いた形、すなわち元に戻るといふ部分の変更点でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

施設の老朽化に関する管理というのが重要であるという点と、施設利用料改定に合わせた収支計画を作る能力が大事なのかなというふうに認識いたしました。

他にご意見はございますでしょうか。

【委員】

今回は新しい施設ができるということで、令和7年4月から令和8年の3月までの1年間での非公募ということですね。この場合の市としてのモニタリングのような評価について、1年限りの指定管理の場合のスケジュール感はどうなるのでしょうか。年度末に次の年度への評価をしたりといった情報交換があると思うのですが、1年限りの場合には、これはどのように捉えたらよいのでしょうか。

【事務局】

今回の指定管理につきましては、市民プラザを新たな施設に移設するという方針がございまして、そのために、現在の指定管理者を選定し直すというよりも、1年間指定期間を延長させていただくという意味合いがございまして、ですので、これま

での5年間プラス1年間という形で評価させていただきたいと思っております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

先ほどの仕様書 7 ページのところ、「中長期修繕計画書を作成すること」とあるんですけども、一応今回 1 年間の選定で、それ以降はまた、公募等で新たな事業者になる可能性があるのならば、なかなかこの 1 年間で、中長期計画は作りづらいのかなと思っているのですが、そのあたりいかがでしょうか。

【事務局】

はい。中長期修繕計画につきましても、現在の指定管理を担っている事業者がこれまでの期間の中で公民館やプラザにおいて修繕の必要箇所やその適正時期をある程度認識していただいているかと思っておりますので、その内容を踏まえた今後の中長期修繕計画書を作成していただいて、すぐに修繕というわけではなく、市に対して計画を示していただいたうえで、市としてもその必要性についての検討材料にさせていただければと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。

他にご質問等ございますでしょうか。ないようでしたら、続いて案件(8)「様式集(案)について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料8「様式集(案)」についてご覧ください。

まず、様式第1号「指定管理者指定申請書」については、記載のとおりでございます。

様式第2号「施設事業計画書」及び様式 C「施設事業計画書概要」、様式第3号「管理業務収支計画書」については、その内容をもって評価基準により一次審査の点数が決まります。

様式 A「質問票」については、8月 23 日から 9 月 4 日まで受付をし、9 月17日にメールにて回答いたします。なお、その内容については、申請要項等と同等の効力を有するものとしします。

様式 D「指定管理者指定申請に係る誓約書」については、記載のとおりです。最後に様式 B に戻ります。「申請書類一覧」については、申請者が全ての書類があるかを確認するための様式です。こちらを申請書類の表紙として提出していただきます。

様式集(案)の説明は以上となります。

【委員長】

ただいま「様式集(案)について」、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見などはありますか。

【委員】

こちらの様式集についても、1年間の選定となることで何か変更箇所がございましたら教えてください。

【事務局】

様式集につきましては、変更点はとくにございません。

【委員長】

ありがとうございます。他にご質問等ございますでしょうか。ないようでしたら、続いて案件(9)「審査の方法及び審査基準について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件(9)「審査の方法及び審査基準について」ご説明いたします。資料9「選定方法及び採点について」をご覧ください。次回の第2回選定委員会では、申請団体から提出された書類について、おおよそ30分程度、中身の審査を行っていただきます。なお、審査中に質問事項が生じた場合や意見交換、協議の必要がある場合は、委員長にお申し出ください。

採点につきましては、資料10「書類審査評価基準表(案)」をご覧ください。

これは、資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案した評価項目や配点の事務局案です。

対象部分につきましては、資料8「様式集(案)」の中の様式第2号「施設事業計画書」のうち、左の評価項目の対象となる部分を指します。

評価の視点という列には、市が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。

配点につきましては、生涯学習等の推進という施設の設置目的の達成につながる積極的な事業の実施を期待していることから、維持管理面に加え生涯学習推進についての取り組みや市民公益活動に係る内容、自主事業の提案に対しても勘案した配点を行っております。

評価項目のうち、(12)「職員の雇用確保の方策と労働条件」につきましては、社会保険労務士である委員の評価を、また、(15)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、公認会計士である委員の評価を全員に採用してはどうかと考えております。

その他の採点の方法としましては、申請書類の中から評価項目に対応する部分をご覧ください、A・B・C・D・E・0で評価いただきたいと考えております。

評価の判断基準につきましては、「A」【大変良い】、「B」【良い】、「C」【標準】、「D」【劣る】、「E」【大変劣る】の5段階評価又は「0」【評価に値しない】としています。

このA～Eは、選定項目ごとに設定した配点に、Aは1を、Bは0.8、Cは0.6、Dは0.4、Eは0.2をそれぞれ乗じた上で算出した後、事務局が全体を集計いたします。得点は、委員1名につき200点満点とし、5名の委員で合計1,000点満点とします。

審査時間30分の中で資料11「書類審査評価個票(案)」に仮採点をしていただきますようお願いいたします。

プレゼンテーション審査につきましては、申請団体からのプレゼンテーションを10分、その後、質疑応答に20分の計30分を予定しております。

審査につきましては、資料12「プレゼンテーション審査評価基準表(案)」をご覧ください、プレゼンテーションの内容が提出書類の内容と合致しているか。また、申

請団体の理念と施設の設置目的との整合性、管理運営手法の具体性、提案内容の実現可能性についてプレゼンテーションを通して採点していただきます。

申請団体からのプレゼンテーション終了後は、委員おひとり様につき4分程度のお時間がございますので、各委員の皆様の立場から、申請団体へ確認したい事項についてご質問していただきますようお願いいたします。

なお、質疑応答の内容も踏まえたうえで、資料13「プレゼンテーション審査個票(案)」に書類審査と同様に6段階評価表にて点数をつけていただきますようお願いいたします。

プレゼンテーションの配点は委員1名につき100点満点とし、5名の委員で合計500点満点とします。

なお、審査方法につきまして、本選定委員会では、書類審査とプレゼンテーション審査を同日に行うことや、プレゼンテーションの内容が提出書類の内容も含むものであるため、最初に書類の内容を30分間で仮採点していただき、次のプレゼンテーション終了後の質疑応答を終えた後にまとめて採点していただく方式となりますので、プレゼンテーション審査終了後、事務局にて書類・プレゼンテーションの各評価個票を回収・集計し、書類・プレゼンテーションの総合得点を提示させていただきます。

選定の結果につきましては、一者だけの非公募による選定という理由から、書類及びプレゼンテーションの総合得点の6割を超えている場合は候補者として決定してはどうかというふうに考えております。

以上簡単ですが、事務局案について、説明を終わります。

【委員長】

ただいま案件(9)「審査の方法及び審査基準について」、事務局より説明がございましたが、何かご質問やご意見などはありますか。

【委員】

就業規則等の申請書類は事前に確認できますでしょうか。

【事務局】

資料の方は申請書類が届き次第、事前に委員の皆様へ送付してご確認いただこうと思っております。

【委員】

わかりました。

【委員長】

私から一点質問させてください。この審査の方法および審査基準をちょっと広くとらえる形になるんですけども、経費といいますか指定管理料は、今回この判断の中でどういうふうに考えていくのかということです。

指定管理者申請要項では、「指定管理料の額については市と指定管理者が締結する協定において定めるものとします」ということなので、事業者決定後に、それから指定管理料について協議するという形となるのでしょうか。そのスケジュールといいますか手続きについて教えていただけたらと思います。

【事務局】

経費につきましては、事業者から指定管理料の額を御提案いただくんですが、まず評価の関係で申しますと、資料10の書類審査評価基準表(案)の中の、評価基準3「管理経費の縮減が図られるものであるか」の評価項目(10)「指定管理料の縮減を図るための具体的方策」を評価としてみたいと思っています。

指定管理料の額そのものについてではなく、縮減を図る方策ということで評価させていただきたいと思っています。

提案いただいた金額につきましては、まず債務負担行為としまして議会にて一定上限額として設定はさせていただくのですが、協定を結ぶ中で、その指定管理料が適切かどうかというのを、市と協議の上で判断し、最終決定させていただきますので、その提案いただいた額が管理料にそのままなるということでもございません。市としても適切に協議・検討してまいります。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

仕様書6(1)に市長に求める指定管理料の額という項目がございます。これは1年分の額ということで、事業者から提出された提案書を拝見したときに、今現在の5年間の5分の1に比べてどうなのかとか、何か比較といいますか判断基準の情報はいただけるのでしょうか。

【事務局】

5分の1と単純には計算させてはいただかないのですが、これまでの5年間で、物価上昇などの状況を一定、市としても把握させていただきまして、それにつきまして、次回の選定委員会で市としての考えをご提示出来ればと思っております。

また、指定管理料につきましても、収入の面ですが、令和7年4月1日から利用料が上がるということもございますので、その部分につきましても、申請団体がどのように考えているのかについて市としてしっかりと見ていきたいと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

資料集の5「収支報告書」に記載の数字が1年間の指定管理料であるという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。資料集5「収支報告書」に記載の数字は、2023年度における公民館と市民プラザの収支報告でございますので、その収入の指定管理料の覧の合計が2023年度の指定管理料となります。

なお、収支報告書の中に、市民公益活動支援センター分が漏れておりましたので、こちらについては追加させていただきます。

【委員】

はい。では、こちらの収支報告書を参考に、今回の選定について考えたいと思います。市民公益活動支援センターの追加についてもよろしく願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

他に何かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、次に案件(10)「選定委員会の進め方、スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件(10)「選定委員会の進め方、スケジュールについて」でございます。

本日、ご検討いただきました、申請要項、仕様書及び審査基準等につきまして、ご意見等を反映させたのち、8月23日(金)に現在の指定管理者である「NPO 法人 トイボックス」に申請要項及び申請書類の様式一式を送付し、8月23日(金)から9月4日(水)までを質問受付期間としております。回答につきましては、9月17日(火)に、電子メールにて回答する予定でございます。

申請書類の受付は9月25日(水)までを予定しております。

申請書につきましては、事務局で受付したのち、委員の皆様方に配布を行う予定としております。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、提出された申請書類の確認を可能な範囲で行っていただきますようお願い申し上げます。

その後、第2回選定委員会において、提出された書類とプレゼンテーションの審査を行っていただき、その後、候補者を決定していただきます。

第2回選定委員会の日時や詳細につきましては、後日事務局より委員の皆様へ通知させていただきます。

「選定委員会の進め方、スケジュールについて」は以上でございます。

【委員長】

ただいま「選定委員会の進め方、スケジュールについて」について、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますか。

《異議なし》

【委員長】

無いようでしたらこれもちまして、第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を閉会します。皆様、活発なご審議ありがとうございました。

次回もよろしくお願いいたします。